

令和5年7月21日 開会
令和5年7月21日 閉会
第 27 回
(通算第 216 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 6 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年7月12日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和5年7月21日
2 場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 27 回吉賀町農業委員会会議録	
招集年月日	令和5年7月21日
招集の場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室
応招委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員 潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員	なし
出席委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員 潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 三浦浩明 右田巧
欠席委員	
	房崎主税
欠員	なし
本回の議長	会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開会	議長は 9時00分 開会を宣告
閉会	議長は 9時30分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程	別紙のとおり
議事録署名委員の指名	河口貴哉 藤井和子
会期の決定	令和5年7月21日
開議	令和5年7月21日
備考	

第 27 回農業委員会
(通算第 216 回)

令和5年7月21日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 議案第1号 | 非農地証明書の交付申請について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |

事務局

今日、局長は所要により欠席させていただきます。

農業委員さん 12 名の内 11 名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

議長

(会長あいさつ)

河口委員、出席 (農業委員 12 名出席)

議事録署名委員として河口委員、藤井委員を指名します。

議案第 1 号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

議案第 1 号について説明します。

農地の所在は○、地目 畑、面積○㎡、他 2 筆、合計 3 筆、合計面積は○㎡です。所有者は○さん、山口市の方です。非農地の事由は長年にわたり耕作しておらず荒地となっているためです。

以上です。

議長

非農地の関係の申請でございます。で、非農地につきましては農業委員さん 3 名によって現地を確認して、次回の農業委員会の総会にて、ご報告を願う、という風な形になっておりますので、ただ今より 3 名さんのご指名をしたいと思います、よろしくお願いします。

それでは、1 名は三浦委員さん、よろしくお願いします。それから河野委員さん、よろしくお願いします。それから房崎委員さん、今、本日もちょっと遅れてますけど、房崎委員さんを、ご指名したいと思います。皆さんの承認は、この 3 名でよろしいでしょうか？

はい、ありがとうございます。では 3 名の人に現地確認、よろしくお願いしますと思います。

事務局

それでは、書類の方は、この総会が終わりましたら、お渡ししたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長	<p>それでは、引き続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号1番について説明します。</p> <p>農地の所在は○、地目は田、面積○㎡です。</p> <p>譲渡人は○さん、譲受人は○さんです。</p> <p>今回の申請地は○○にある農地です。</p> <p>譲受人は、この農地で水稻や野菜を栽培されるそうです。機械はトラクター、田植え機等を所有されています。</p> <p>有償譲渡で、10a当たり30万円とのことです。</p> <p>周辺の農業方針は熟知されているので問題ないと思うが、万が一苦情が出た場合は責任をもって対処するとのことです</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>説明は以上のような事でございます。そうしますと、○○地区の担当の河野委員さんより、現地の方の確認をしていただいておりますので、よろしくお願ひします。</p>
河野達委員	<p>おはようございます。○さんは、私の前の農業委員をしておられましたが、そういうので、皆さんよくご存知だと思います。</p> <p>彼は10町近い面積を所有しており、施設栽培を支にして、露地野菜を作つて、従業員も自分含めて7人くらい稼働して、労働力も機械も問題ありません。</p> <p>○○の遊休農地の解決に努力していますので、問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは、第2号の1につきまして、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手をもって、よろしくお願ひします。</p> <p>はい、どうぞ、三井さん</p>
三井委員	<p>あの人、いっぱい借りてやっとなるでしょ？で、これだけ買収というのは、何かあるんです？ちょっと変な事聞くけど。</p>
河野達委員	<p>○さん自体は、こっちに御有りませんので、後継者がおらん、という事で、手放したいんだと思います</p>

三井委員	この時は、今までは耕作はされてなかったの？新たに買ってやる、という事なんでしょ？
河野達委員	あの、今まで表に出なかったですが、借りて作りよったです。
議長	という事です。よろしいですか
茅原委員	ちょっと、今の補足すると、去年まで〇さんが作とったんです。〇さん。作とったんだけど、もう、これが高齢で、もうようやらん、という事で手放して、その時に、誰かやってくれる人おらん？というのを探して、〇さんが田をかうてやっちゃろうという事で、今までもずっと荒れちゃあおりません。
議 長	はい、ありがとうございます。
河野達委員	〇さんがやりよった。
茅原委員	そうです、〇さん。
議 長	<p>という事だそうです。</p> <p>他にありませんか？ないようでしたら承認の方に行きたいと思います。</p> <p>それでは議案第2号の1番について、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。認可されました。</p> <p>続きまして農地法第3条の事でございます。</p> <p>議案第2号の2番につきまして、説明、よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>議案第2号2番について説明します。</p> <p>農地の所在は〇、地目は田、面積〇㎡です。申請地は〇〇にある農地です。</p> <p>譲渡人は〇さん、〇〇の方、譲受人は1番と同じく〇さんです。</p> <p>有償譲渡で10a当たり50万円です。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
河野達委員	さっきと同じような事になるんですけど、1つだけ〇さんに、「1反50万円は高すぎりゃあせんか」と聞いたら、「家が隣り同士じゃけえよおしてやる

んだ」という事でした。

いや、これ私も、高いがのおと思いやあしたんですが、はい。分かりました。

それでは、2号議案の2番につきまして、農業委員さんのご意見を求めたいと思います。よろしくお願いします。

議 長

前の案件と似たような所もあるんでしょうけど、よろしゅうございますでしょうか。

はい、それでは承認の方に移らせていただこうと思います。

第2号議案2番につきましての、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可されました。

事務局

議案第2号3番について説明します。

農地の所在は○、地目は田、面積○㎡、他3筆で合計4筆、面積は○㎡です。申請地は○さん宅付近の農地です。

譲渡人は○さん、広島市の方、譲受人は○さんです。

無償譲渡です。○さんは、この農地で水稻を栽培されるそうです。機械はトラクター田植え機等を所有されています。

以上ご審議をお願いします。

議 長

これにつきましても、同じく担当の河野委員さんにより、現地の説明、よろしくお願いします。

河野達委員

○さんは、水稻を主力に相当長い年月農業をして、ベテランの農家です。田植え時期とか稲刈り時期には、親類の方が応援に来てやっとりますので、労働力とか機械力には問題ありません。

○さんは、今現在、広島に住所はありますが、地区の行事やら、特にゴルフの好きな人ですので、ゴルフのコンペの時には戻って、よく、○さんの草刈りとか協力して手伝っています。

まあ幼友達なんで、別に問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。

以上のような、河野さんの現地の意見でございます。

それでは、農業委員さんのご意見を伺いたいと思います。よろしく、ご意見のある方、挙手をよろしくお願いします。

ございませんか？それでは承認の方に移らせていただきたいと思います。議

案第2号の3番でございます。賛成の方の農業委員の挙手を求めます

はい、ありがとうございます、全員賛成でございますので認可されました。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第3号の1について説明します。

農地の所在は○、地目は田、面積○㎡です。譲渡人は○さん、譲受人は○さんです。場所は○○地区の農協の水稻育苗施設の西側にある農地です。転用目的は個人住宅です。

農地区分は2種農地と考えられ原則転用不可ですが、代替地が無い場合には転用が可能となっております。申請者は他に適当な土地がなく、新たに住宅を建設したいということです。

資金の調達については、融資についての書類をいただいております、問題ありません。

土地の造成は、コンクリートブロックで土砂の流出を防ぎ、生活排水については、浄化槽を設置して既存の側溝に流して処理されるそうです。万が一苦情が出た場合は責任をもって対処されるそうです。また土地改良区からは意見なしとのことでした。

以上、ご審議をお願いします。

議長

それでは担当の見川さんに現地等を見ていただいておりますので、ご報告をお願いします。

見川委員

おはようございます。

書類をもらって、すぐ見に行ったんですが、本人と話してですね、別に排水なんかも全部できますし、問題はないと思います。○さんのすぐ隣りですので、問題はないです。

議長

はい、ありがとうございます。

というような、お話しでございます。それでは、皆様のご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手をもって、よろしくをお願いします。

あの、○さん、ちょっといいですか？

あそこの前の水路、水が流れてました？○さんとこの前の。

藤井委員

何がですか？

議 長

流れてますかいね？水路の水。

藤井委員

流れてません、今。止められて・・・

議 長

今ねえ、土砂上げてますんで、今は流れとるんですけど。

藤井委員

よく、あそこは止まったり・・・

議 長

あそこは圃場整備から外した所ですので。ちょっと気になってはおるんですがね。流れればいいです。

他にございませんか。

ないようでしたら承認に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、第3号1につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、全員賛成でございますので、この5条につきましては、認可されました。引き続きまして、〇〇の案件でございます。

事務局

議案第3号の2について説明します。

農地の所在は〇、地目は畑、面積〇㎡、以下合計2筆、合計面積は〇㎡です。譲渡人は〇さん、譲受人は〇です。場所は〇〇ところにある農地です。転用目的は駐輪場です。

農地区分は2種農地と考えられ原則転用不可ですが、代替地が無い場合には転用が可能となっております。この農地の隣に、〇の職員寮として使用する予定の建物があるので、ここを職員の駐輪場として使いたいとのことです。

資金の調達については、通帳の写しをいただいております、問題ありません。

土地を造成する際は、水路および石垣に被害がないようにされ、万が一苦情が出た場合は責任をもって対処されるそうです。また土地改良区からは意見なしとのことです。以上で説明を終わります。ご審議、お願いします。

議 長

はい、それでは担当の山吹委員さんに、現地の方の説明をお願いします

山吹委員

先日7月19日に近藤さんと一緒に現地視察、及び〇の担当の〇さんに聞き取り調査に伺いました。

これは、〇さんのお父さんの家がありますが、お父さんが亡くなられたので、ここは〇の寮でして、外国の方が住まわれるそうですが、貸し出すそうです。

それで、この家の下側に畑がありまして、ここを駐輪場にするとの事です。

この駐輪場と建物の中に田んぼに行く用水路があるんですが、これが気になったところですが、ここは、よくゴミが、〇〇の方に流れて来たりするんですが、この事も〇さんに伝えておきました。

それと、事前に地域住民との説明会を実施されているようです。

ですので、問題はないと思います。まあ何か問題があれば、すぐに〇さんの方に連絡下さい、との事です。以上です。

議 長

以上のような事でございます。

それでは、農業委員さんのご意見を伺いたいと思います。よろしく願いをいたします。

河野雅俊
委員

はい

議 長

はい、どうぞ

河野雅俊
委員

おはようございます。

駐輪場にする、という事なら、固めるとか、砂利をするとか、そういった作業が発生するんですか？

事務局

はい。

整地はされるそうなんですけど、そこは農地として使わず、ずっと駐輪場として使うという事で、転用案件になると思います。

整地をするという事はお聞きしていますが、それをコンクリートで固めるかは、確認してないんですが、ずっと駐輪場として使いたい、という事をお聞きしています。

山吹委員

一応は、ユンボで均す程度くらいとは聞いています。用水路や石垣とかあるんですが、問題は無いと思います。

議 長

よろしいですか？

河野雅俊
委員

はい

議 長

はい、他にございますか？

無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。

第3号2番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、全員賛成でございますので、認可されました。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

議案第4号について説明します。

この農用地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。

基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。

5ページをご覧ください。

新規のみ読み上げます。

《読み上げ》

以上ご審議をお願いします。

議 長

今、新規の農業基盤法に基づく賃貸借の説明が終わりました。

皆さんの、農業委員さんの、含めまして適正化委員さんのご意見を求めます。

ご意見のある方、挙手をお願いします。

この案件につきまして、特に、○さんが、あそこは畑地になつとるんですけど、国が一生懸命、畑地化の推進をしております。吉賀町で今の所3名、畑地化で認可されたボーダーラインをクリアした人が、3名ほどいらっしゃいますが、○さんも一緒なんですけど、そうしたかっこうで、田んぼじゃなく畑で対応しようという計画だそうです。

ございませんか？

無いようでしたら承認の方に移らせていただいてよろしいでしょうか？

はい、それでは更新も含めまして、議案第4号の、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます、全員賛成でございますので、認可されました。

以上、本日の提出しました議案につきまして、終了します。

午前 9時 30分閉会